## 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典特別来賓招請要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が実施する長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に特別来賓として招請する者及びその招請の方法を定めることを目的とする。

(特別来賓)

- 第2条 特別来賓として招請する者は、次に掲げる原爆被爆行政等に貢献等があるものとする。
  - (1)内閣総理大臣
  - (2)厚生労働大臣
  - (3) 厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官及び厚生労働事務次官
  - (4)厚生労働省の健康局長及び総務課長
  - (5)外務大臣
  - (6)外務省軍縮不拡散・科学部長
  - (7)衆議院議長
  - (8)参議院議長
  - (9)本県に事務所又は住所を有する国会議員
  - (10) 本県に事務所又は住所を有する国会議員であった者
  - (11) 広島県知事
  - (12) 広島市長及び広島市議会議長
  - (13) 広島市被爆者の代表者
  - (14) 全国遺族代表の代表者
  - (15) 長崎県知事、長崎県副知事及び長崎県福祉保健部長
  - (16)長崎県議会議長及び長崎県議会副議長
  - (17) 在長崎中華人民共和国総領事館総領事及び在長崎中華人民共和国総領事館領事
  - (18)長崎県市長会会長
  - (19)長崎県町村会会長
  - (20)長崎大学学長
  - (21)長崎華僑総会会長、在日本朝鮮人総聯合会長崎県本部常任委員長及び在日本大韓民国民団長崎県地方本部長
  - (22) 市長が指定する被爆者団体及び原爆関係施設の代表者
  - (23)長崎市名誉市民及び長崎市栄誉市民
  - (24)長崎市長であった者及びその夫人
  - (25)長崎県下市長
  - (26)長崎県下市議会議長
  - (27)長崎市の隣接町長
  - (28) 日本非核宣言自治体協議会役員
  - (29) その他市長が特に適当と認める者

(招請の方法)

第3条 特別来賓の招請は文書の郵送等により行うものとする。ただし、市長が特に適当と認める者にあっては市長が直接文書及び口頭で行うものとする。

(委任)

第4条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年6月25日から施行する。

附則

この要領は、平成17年5月12日から施行する。

附則

この要領は、平成21年12月11日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。